

令和 5 年 11 月 27 日

杉戸町最低制限価格取扱要綱の制定について

建設業の健全な発達に寄与し、工事・成果物の品質を確保するとともに、ダンピング受注を排除することを目的として、令和6年1月1日より「杉戸町最低制限価格取扱要綱」を施行します。

つきましては、現行の杉戸町最低制限価格制度規程は廃止し、下記の通り取り扱うことといたしますので、取扱いについてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1、現行規程からの改定事項

- (1) 建設工事における最低制限価格制度の適用基準を、「設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札案件」から「全ての入札案件」に改定（単価契約・総合評価方式による入札は除く）
- (2) 建設工事に係る設計・調査・測量業務委託の全ての入札案件において最低制限価格制度を導入

区分	現行(～R5.12)	改定後(R6.1～)
建設工事	1,000 万円以上の 一般競争入札案件	全ての入札案件
建設工事に係る設計等委託業務	設定なし	全ての入札案件
役務その他委託業務	設定なし	設定なし

2、適用日

令和6年1月1日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

※ 令和5年12月31日までに公告又は指名通知を行う入札については、現行の規程が適用されます。

3、積算方法

予定価格の設定範囲内における①～④の合計額(千円未満切り捨て)

※ 設計等委託業務の掛け率等については、平成31年4月国土交通省基準(最新)に準じて設定しています。

※ 土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、県要領に準じて、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けることとします。

業種区分	設定範囲	①	②	③	④
工事 ※従前から 変更なし	75 ～ 92%	直接工事費の 97%	共通仮設費の 90%	現場管理費の 90%	一般管理費の 68%
測量	60 ～ 82%	直接測量費	測量調査費	諸経費の 48%	—
建設コンサル (建築)	60 ～ 80%	直接人件費	特別経費	技術料等経費の 60%	諸経費の 60%
建設コンサル (土木)	60 ～ 80%	直接人件費	直接経費	その他原価の 90%	一般管理費等の 48%
				技術経費の 60%	諸経費の 60%
地質調査	2/3 ～ 85%	直接調査費	間接調査費の 90%	解析等調査業務費の 80%	諸経費の 48%
補償コンサル	60 ～ 80%	直接人件費	直接経費	その他原価の 90%	一般管理費等の 45%
				技術経費の 60%	諸経費の 60%

※ 町ホームページ「入札・契約情報」に要綱等を掲載しています。

管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線273)